

浜田市聴聞及び弁明の機会の付与の手續に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 9 日

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市規則第 32 号

浜田市聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則の一部を改正する規則

浜田市聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則（平成 17 年浜田市規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「第 15 条第 3 項」を「第 15 条第 4 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 法第 15 条第 4 項及び条例第 15 条第 4 項の規定により公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く場合及び市長等の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く場合においては、次項に規定する聴聞公示通知書に掲げる事項を表示して行うものとする。

第 4 条第 1 項中「第 15 条第 3 項後段」を「第 15 条第 4 項後段」に改める。

第 16 条第 2 項中「第 15 条第 3 項」を「第 15 条第 4 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 法第 31 条において準用する法第 15 条第 4 項及び条例第 29 条において準用する条例第 15 条第 4 項の規定により公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く場合及び市長等の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く場合においては、次項に規定する弁明の機会付与公示通知書に掲げる事項を表示して行うものとする。

様式第 2 号中「第 15 条第 3 項」を「第 15 条第 4 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。